

都民税の均等割申告書（第11号様式） 記載の手引

（平成21年改正）

1 この申告書の用途等

(1) この申告書は、本都内に事務所、事業所又は寮等（以下「事務所等」といいます。）を有する公共法人^{※1}及び公益法人等^{※2}で法人税を課されない法人（地方税法第25条（同法第296条）の規定により非課税となる法人を除きます。）が都民税の均等割を申告する場合に使用してください。

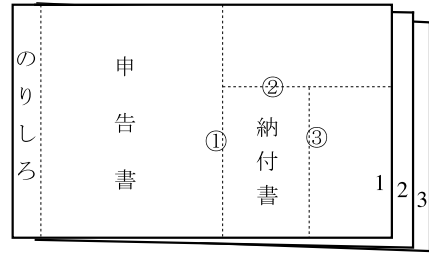
※1 法人税法第2条第5号の公共法人

※2 法人税法第2条第6号の公益法人等、防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法律第7条の2第1項に規定する法人である政党等、特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

(2) この申告書は、4月30日までに本都内の主たる事務所等の所在地を所管する都税事務所長又は支庁長に、「提出用」を提出してください。

2 申告書記載前の準備

この申告書は、納付書と一体となっていますので、①～③のキリトリ線にそって切り離してください。



3 お願い

数字は所定の枠内に明瞭に記入してください。

4 各欄の記載のしかた

区分	各欄の記載のしかた	留意事項
1	「※処理事項」	記載する必要はありません。
2	「平成 年度都民税の均等割申告書」 申告書を提出すべき日の属する年度を記載します。	
3	金額の単位区分(けた)のある欄 単位区分に従って記載してください。	
4	「同左の月数 ①」 この月数は、暦に従って計算し、全部が1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数が生じたときは切り捨ててください。	
5	「この申告によって納付すべき都民税の均等割額 ②」 「東京都に納付すべき均等割額②の計算」の欄の金額の合計額を記載します。	
6	「東京都に申告する場合の②の計算「前年4月1日から3月31日までの間に本都内に事務所又は事業所を有していた期間 ③」」 前年4月1日から当年3月31日までの間において、本都内に事務所等を有していた期間及び月数を記載します。 (1) 特別区のみにも事務所等を有する法人等 ア. 一の特別区のみにも事務所等を有する場合は、(ア)の欄に記載します。 イ. 2以上の特別区にも事務所等を有する場合は、(ア)の欄に主たる事務所等について記載し、(イ)及び(ウ)の欄に従たる事務所等について記載します。 (2) 本都内の市町村のみにも事務所等を有する法人等 (エ)の欄に記載します。 (3) 特別区と本都内の市町村ともにも事務所等を有する法人等 (エ)の欄及び特別区の区ごとに(ア)から(ウ)までの欄にも記載します。	月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは、1月とし、1月に満たない端数が生じたときは切り捨ててください。 なお、事務所等の設置又は廃止があった場合の月数は、設置又は廃止の日を含めて計算してください。
7	「東京都に申告する場合の②の計算「東京都に納付すべき均等割額②の計算 ④」」 税率は次に掲げる法人等の区分ごとに下記のように記載します。 (1) 一の特別区のみにも事務所等を有する法人等 「特別区の区域分」の欄に「70,000円」 (2) 2以上の特別区にも事務所等を有する法人等 ア. 主たる事務所等 「特別区の区域分」の欄に「70,000円」 イ. 従たる事務所等 「特別区の区域分」の欄に「50,000円」 (3) 本都内の市町村のみにも事務所等を有する法人等 「市町村の区域分」の欄に「20,000円」 (4) 特別区と本都内の市町村ともにも事務所等を有する法人等 「特別区の区域分」の欄に「50,000円」 「市町村の区域分」の欄に「20,000円」	税額計算の結果、100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨ててください。

※ 均等割額の月割換算表

（単位：円）

年額	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
70,000	5,800	11,600	17,500	23,300	29,100	35,000	40,800	46,600	52,500	58,300	64,100
50,000	4,100	8,300	12,500	16,600	20,800	25,000	29,100	33,300	37,500	41,600	45,800
20,000	1,600	3,300	5,000	6,600	8,300	10,000	11,600	13,300	15,000	16,600	18,300